

令和 7 年 9 月 1 6 日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第 4 5 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和 7 年度第 1 回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和 7 年 6 月 1 6 日、 7 月 3 1 日、 9 月 1 2 日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和7年5月10日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	様々な理由で病院に通院、入院できない人がいるという現状を知ってほしい。精神障がい者支援の拡充をお願いしたい。	福祉厚生常任委員会から執行部に対して説明を求めたところ、以下のような説明がありました。 議会としても、当事者の皆様が置かれている状況をしっかりと把握し、精神障がい者の支援のさらなる拡充を求めていると考えております。 【執行部の説明】 精神障がい者の通院、入院については、保護者等を含む当事者の病識の違いや金銭、病院への移動手段の調整がつかない等、単身では通院できず、同行者を必要とするが、同行できる方がいないなどの理由から受診を控えるまたは受診できないケースを確認しています。 また、受診が必要と思われる方に行政が様々な方向から親族や本人にアプローチして受診を促しても様々な理由から受診されないケースもございます。このようなケースに対しては、必要なサービスを紹介しながら、継続して受診を促しているところです。 初めて受診につながるケースとしては、民生委員・児童委員や障害福祉サービス事業所など地域からの相談により受診につながるケースや保健センター、保健所、警察署などの関係機関からの情報共有で受診につながるケースもあります。 市として、引き続き、関係機関と連携して丁寧な対応に努めていきます。 支援の充実については、今後も障がい者やその家族、関係者が相談しやすい環境を整えていきたいと考えており、基幹相談支援センターの周知についても努めていきます。
2	精神疾患の方のサポートを市の責任でしっかりやってほしい。本人のためにも、近隣住民のためにも。	議会としても、地域にお住まいの全ての方々が暮らしやすい環境を整備できるよう、邁進してまいります。 【執行部の説明】 障がい者支援については、相談、訪問、各種手当の支給などの直接的支援と障害福祉サービスの給付などの間接的支援で障がい者の生活を行政がサポートすることで、障がいの有無に関係なく、地域で自分らしく生活できる環境を目指しております。 また、地域共生社会を実現するために障がいのない人の「障がいについての理解」は、大変重要と考えており、「あいサポート運動」の推進を通して障がい理解についても進めていきたいと考えております。

3	精神障がいの方のマル福制度の充実をお願いしたい。	議会としても、マル福制度の拡充について必要に応じて、市や県に働きかけてまいります。 【執行部の説明】 現在の茨城県の基準として、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方と、精神2級を所持していて他の障がい者が重複している一部の方が、マル福の対象となっています。 精神障がいの方の受給要件拡充については、身体障がいや知的障がいとの公平性など、様々な要件があることから、県下統一したマル福制度において行うべきと考えております。
4	マル福と精神障がい者について ・マル福は、精神障がい者1級までしか現状県が認めていない。 ・マル福を精神障がい者2級まで拡大するよう県に要望している。 ・A型就労支援に通えている障がい者は何とか生活できる。 ・精神障がい者なのに親が世間体を気にして子に障害者手帳を持たせないというケースが横行している。 ・この問題は、公明党をはじめとする何名かの議員には細かく説明した。 ・精神障がい者の就労の場やグループホームを増やしてほしい。 ※級ごとにも様々取り決めがあるようなので現状の詳細を確認したほうがよい。	マル福の拡充について、精神1級のみは厳しすぎるという考え方、精神障がいのみ緩和すると他のマル福対象でない方に公平ではないという考え方、どちらも認識しております。議会として、これからも調査研究を進め、必要があれば、市や県に働きかけていきたいと考えております。 【執行部の説明】 ＜マル福の拡充＞ 令和6年4月より、精神障害者保健福祉手帳2級を所持する一部の方が、茨城県のマル福の対象となりました。精神2級のみは、茨城県において重度障がいとは位置づけていません。茨城県は、身体障がいや知的障がいとの公平性の観点から、精神2級を所持する方全員をマル福に該当させることは、現時点では考えていないとのこと。精神2級を所持する方全員をマル福に、という市民の皆様のご要望は、機会を捉えて、取手市からも茨城県の担当課などに伝えているところです。 ＜A型就労支援＞ 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、居住、医療、就労などの課題があります。ご意見にありますとおりA型就労支援を利用することで就労によって一定の収入を得ることができます。しかし、障がい者一人一人の生活環境や心身の状態が異なるため、一概に就労支援を利用できている障がい者は生活が安定しているとはいえないところです。 一人一人の生活環境、身体の状態に合わせて居住、医療、就労などの必要な支援を組み合わせ引き続きサポートしてまいります。 ＜親が世間体を＞ ご意見にあります事案については、時折、確認しております。 この事案については、家族が世間体を気にする要因の一つとして、生活する地域や周囲の方が障がいについての理解が十分でないことや家族も障がいについての理解や認識が十分でないことが要因

		と考えております。 また、「親の私が元気なうちは、私が子どもの面倒を見ます。」という考えだけではなく、子どもの将来を考え、子どもの頃から利用できるサービスを活用しながら成長に合わせて生活設計を考えるなど、その時々子どものためにできる必要なことは何かを考える意識の転換も必要と考えます。 これも障がいとは特別なものではないという理解、認識があれば、考え方の転換も難しいものではなくとなると考えております。 これら障がい理解においては、行政や障がい者支援団体および地域が「それぞれの持ち場で」あるいは、「協働」で障がい理解を進めていく必要があると考えております。 <就労の場・グループホームの充実> グループホームの開設状況については、取手市内においても近年、増加傾向にあります。 (令和4年度：8施設 令和6年度：15施設) 新規施設が開設されている状況ではありますが、すぐに定員が埋まってしまう状況があります。このため、相談事業所、利用者から施設数が不足しているという意見について時折ですが、確認しております。 グループホームの形態は、戸建ての住宅タイプの施設やアパートタイプの施設などがある中で、以前より施設の選択肢が増えたことで利用者からは、グループホームで提供するサービスの質の向上に関する意見が増えている状況があります。 当該事業所の開設認可の権限は、茨城県にありますので、市が受けた開設相談等においては、茨城県と情報を共有して円滑に進めてまいります。 就労の場については、受入れ企業の数、仕事の質、就労環境、給与の額など様々な課題があることは認識しているところです。 令和7年6月25日茨城県労働局の発表では、茨城県内のハローワークを通じた令和6年度の障がい者の就職件数が前年度に比べ3.7%増の2,624件となり昭和45年の統計開始以降の最多を更新したとの発表がありました。この動きは、障害者雇用促進法の法定雇用率が令和6年4月に2.5%、令和8年には2.7%に上昇することを受けての動きと考えており、コロナ禍以降、一気に就職件数が増加したものでなく、毎年徐々に増加によって更新している状況です。 (就職件数前年比：精神障がい8.1%増で1,543件 身体障がい7.2%減で514件 知的障がい1.4%減で487件 難病等34.2%増で98件) 取手市では令和7年2月に取手市自立支援協議会の「就労応援部会」での取組の一つとして取手市
--	--	---

		商工会の協力をいただき、障がい者就労についてご理解のある市内企業3社において障がい者の職場見学会を開催し、企業側の障がい者の受入れについて準備体制についても課題があることが確認されました。 今後は、障がい者の就職へのハードルを下げるために、様々な就労支援の内容をまとめたパンフレット等を作成し、就労支援サービスを利用しやすいものにしていきます。また、就労の場を広げるために医療機関や店舗等に作成したパンフレットの配布を検討しております。 課題：就労の継続が難しい状況もあり、相談等では、離職者の数も一定数ある事を確認しております。 (継続支援の必要)
5	国保税について ・国保財政調整基金が41億円になるとのことだが取扱いが不明。 ・詳細が市民に見えない。 ・国保税が高すぎる。	現在、執行部と関係機関が連携して、国保財政調整基金のさらなる利活用について検討していることです。議会としても、引き続き国保財政調整基金の利活用について注視してまいります。 【執行部の説明】 取手市国保財政調整基金は、国民健康保険事業費納付金の納付を円滑に行うため、及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するために設置されております。毎年度、基金として積み立てる額は決算剰余金の100分の10以上としており、上位法の地方財政法の規定において、剰余金の2分の1以上を積み立てるとされていることを踏まえ、これまで積み立てを実施しております。今後も、独自減免の継続や保健事業の充実を図り、茨城県内保険税統一化となるまで、維持していくための大切な基金となりますので、議会と情報を共有し、取扱いについて協議してまいります。 詳細が市民の方に見えないというご意見を真摯に受け止め、国民健康保険税について、今後の保険税統一化に向けた取組など、ホームページ等で公表してまいります。 取手市の国民健康保険税は、茨城県内で最も低い税額となっております。茨城県が示している市町村標準保険料率によりますと、現在の取手市の税率より所得割が0.28%増、均等割額が約2万7,000円増となっております。県内保険税率統一となった際には、取手市の保険税率は今よりも上昇することが想定されますので、保険税統一までの間は、基金を活用し、現在の県内で一番低い税額を保てるよう、毎年度の国民健康保険の財政状況や、茨城県の動きなどを注視しながら、業務を進めてまいります。